

## 【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                    |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                 |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成21年4月10日                       |
| 【事業年度】     | 第99期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）      |
| 【会社名】      | 森電機株式会社                          |
| 【英訳名】      | MORI DENKI MFG.CO.,LTD.          |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小川 浩平                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区高輪二丁目15番8号                  |
| 【電話番号】     | 03(3448)7300                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 高橋 秀成                       |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区高輪二丁目15番8号                  |
| 【電話番号】     | 03(3448)7300                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部長 高橋 秀成                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出した第99期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第1部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_線で示しております。

## 第1部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

～ <略>

##### 責任限定契約の内容の概要

取締役及び監査役は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条1項の取締役・監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

また、当社と社外取締役及び社外監査役・会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額、会計監査人は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役・会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

～ <略>

(訂正後)

～ <略>

##### 責任限定契約の内容の概要

取締役及び監査役は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条1項の取締役・監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

また、当社と社外取締役及び社外監査役・会計監査人は、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額、会計監査人は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役・会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

～ <略>

##### 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、会社法454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。